

寄 附 行 為

財団法人

黒部市施設管理公社

財団法人黒部市施設管理公社 寄付行為

(昭和62年4月1日 富山県指令総第51号許可)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人黒部市施設管理公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、黒部市三日市2981番地に置く。

(目 的)

第3条 公社は、黒部市の施策に呼応して、黒部市の要請する施設の管理運営を機動的効率的に行うと共に、公共的施設の有効利用の推進を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共的施設の有効利用増進事業
- (2) 公共的施設の安全管理事業
- (3) 公共的施設の環境美化推進事業
- (4) 公共的施設におけるコミュニテイ活動の育成事業
- (5) 黒部市民会館その他黒部市長から指定管理者の指定を受けた施設の管理運営
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第2章 資 産

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保にする事は出来ない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担または権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会を経、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 公社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前に理事会及び評議員会の承認を得て富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(事業報告、収支決算及び財産目録等)

第13条 公社の事業報告、収支決算及び財産目録等は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会の承認を得て、富山県知事に報告しなければならない。

(事業年度)

第14条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員の種類及び定員)

第15条 公社に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 常任理事 | 1人 |
| (3) 理事 | 7人以上12人以内（理事長及び常務理事含む。） |
| (4) 監事 | 2人 |

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 常務理事は、理事のうちから理事長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を富山県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を富山県知事に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長は、公社を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは理事長の職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。

(任 期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第19条 理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該議決を行う前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 常勤役員には給与、その他の役員にあつては、理事長が理事会の議決を経て別に定める規定により、報酬の支給もしくは、費用弁償することができる。

第5章 理事会

(構 成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第22条 理事会は、この寄付行為に別に定めるものを除くほか、公社の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開 催)

第23条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召 集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文章をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 理事会の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の適用については、書面評決者又は表決の委任者は、出席したものとみなす。

- 2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は、理事に対し、書面により賛否をも求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

(設置)

第30条 会社に評議員7人以上12人以内をもって構成する評議員会を置く。

(権能)

第31条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて会社の運営に関する基本的な事項について審議し、理事長に助言する。

(会議の運営)

第32条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

- 2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員がこれを互選する。
- 3 第24条第2項及び第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。

(評議員)

第33条 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 第18条及び第19条の規定は、評議員について準用する。
- 4 評議員には、費用を弁償することができる。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 会社の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第8章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分3以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得て解散することができる。

2 解散するときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て黒部市に寄附するものとする。

第9章 補則

(細 則)

第37条 この寄附行為の施行に関し必要な経費は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、富山県知事の設立許可のあった日から施工する。

2 公社の設立当初の役員は、第15条第2項から第5項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

3 公社の設立年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

この寄附行為の変更は、富山県知事の認可のあった日から施工する。

(変更歴)

- ・平成 6年 4月 27日 一部変更
- ・平成 10年 4月 1日 一部変更
- ・平成 10年 4月 24日 一部変更
- ・平成 13年 3月 30日 一部変更
- ・平成 17年 6月 22日 一部変更
- ・平成 18年 8月 1日 一部変更